

## 国 税 審 議 会 等 の 概 要

1	国税審議会の概要	1
2	国税審査分科会の概要	3
3	税理士分科会の概要	5
4	酒類分科会の概要	8

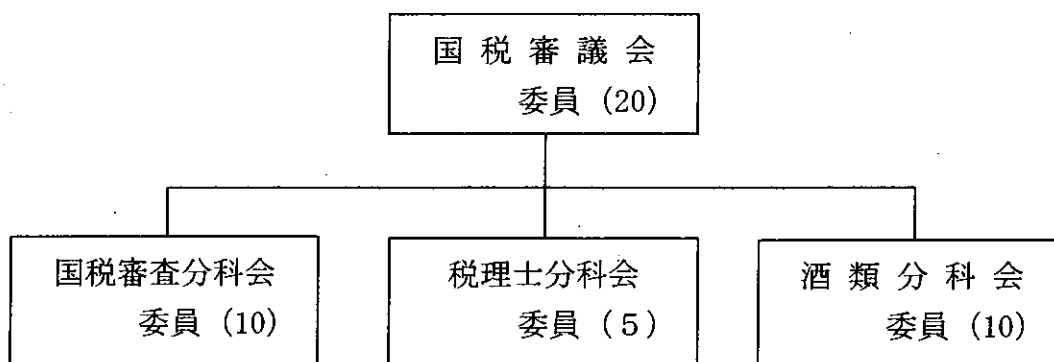
# 国 税 審 議 会 の 概 要

## 1 概要

平成 13 年 1 月 6 日の中央省庁等改革に伴い、それまで国税庁に設置されていた国税審査会、税理士審査会及び中央酒類審議会の三つの審議会が統合され国税審議会が発足した。

国税審議会は、20 人以内の委員で組織することとされており、その分科会として、国税審査分科会、税理士分科会及び酒類分科会の三つの分科会が置かれている。

(国税審議会の組織)



(注) 括弧内の数字は、定員を示す。

## 2 所掌事務

- (1) 国税不服審判所長が国税庁長官通達と異なる法令解釈により裁決を行う等の場合において、国税庁長官から意見を求められた事項の審議（国税通則法 99 条 2 項）
- (2) 税理士試験の執行及び税理士の懲戒処分の審議（税理士法 12 条、47 条）
- (3) 酒税の保全のため、酒類製造業者に対し命令を発する場合、酒類の製法・品質等の表示の基準を定める場合又は重要基準を定める場合における、その命令、表示の基準又は重要基準の審議（酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律 85 条、86 条の 8）
- (4) 酒類製造業者等における酒類の製造又は輸送に係るエネルギーの使用の合理化の状況が著しく不十分である場合における指示又は勧告後の命令にあたり意見を述べること、酒類製造業者等が酒類容器の分別回収に関する表示事項を表示しない等の場合並びに容器包装多量利用事業者の容器包装廃棄物の排出抑制の促進の状況が著しく不十分である場合における勧告及び公表後の命令にあたり意見を述べること（エネルギーの使用の合理化に関する法律第 16 条第 5 項及び第 64 条第 3 項、資源の有効な利用の促進に関する法律第 25 条第 3 項、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第 7 条の 7 第 3 項）（注：容器包装に係る部分は平成 19 年 4 月 1 日施行）

国税審議会の開催状況

開催年月日等	議 題
第1回 平成13年2月16日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国税審議会の概要等</li> <li>○ 会長及び分科会長の選任</li> <li>○ 国税審議会及び各分科会議事規則の策定</li> <li>○ その他</li> </ul>
第2回 平成13年4月9日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国税審議会令の一部改正について</li> <li>○ 行政の在り方の変化への対応</li> <li>○ 経済・社会の変化と納税者利便の向上</li> </ul>
第3回 平成14年1月23日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 税理士法改正に伴う国税審議会令及び国税審議会議事規則の一部改正</li> <li>○ 各分科会からの活動状況報告</li> <li>○ その他                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報公開への対応</li> <li>・ 国税庁の実績の評価</li> <li>・ KSKシステム</li> <li>・ 平成13年分確定申告に向けた取組</li> <li>・ 滞納圧縮への対応</li> <li>・ 平成14年度予算案における国税庁関連事項</li> </ul> </li> </ul>
第4回 平成15年2月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 会長の互選</li> <li>○ 各分科会の活動状況の紹介</li> <li>○ 税務行政の動き                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成14年分確定申告に向けた取組</li> <li>・ 酒類行政を巡る最近の動き</li> </ul> </li> </ul>
第5回 平成16年2月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の改正</li> <li>○ 各分科会の活動状況の報告</li> <li>○ 税務行政の動き                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成15年分確定申告に向けた取組</li> <li>・ 最近の国際会議における主な議論</li> <li>・ 国税の広報について</li> </ul> </li> </ul>
第6回 平成16年6月11日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 会長の互選</li> <li>○ 最近の税務行政について                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国税電子申告・納税システム（e-Tax）</li> <li>・ 国税庁レポート2004</li> </ul> </li> </ul>
第7回 平成17年3月4日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 会長互選</li> <li>○ 分科会の活動状況の紹介</li> <li>○ 税務行政の動き                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 税務行政を取り巻く環境の変化と国税庁の対応について</li> <li>・ 平成16年分確定申告における取組</li> <li>・ 改正消費税法への対応</li> <li>・ 滞納整理事務の現状と今後の課題</li> <li>・ 酒類業界の現状と今後のあり方</li> <li>・ KSKシステムについて</li> </ul> </li> </ul>
第8回 平成18年2月9日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 分科会の活動状況について</li> <li>○ 最近の税務行政の動向                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成17年分確定申告に向けた取組</li> <li>・ 滞納整理事務の現状と今後の課題</li> <li>・ 酒類行政を巡る最近の動き</li> <li>・ 税務行政上の国際的課題への取組</li> </ul> </li> </ul>

# 国税審査分科会の概要

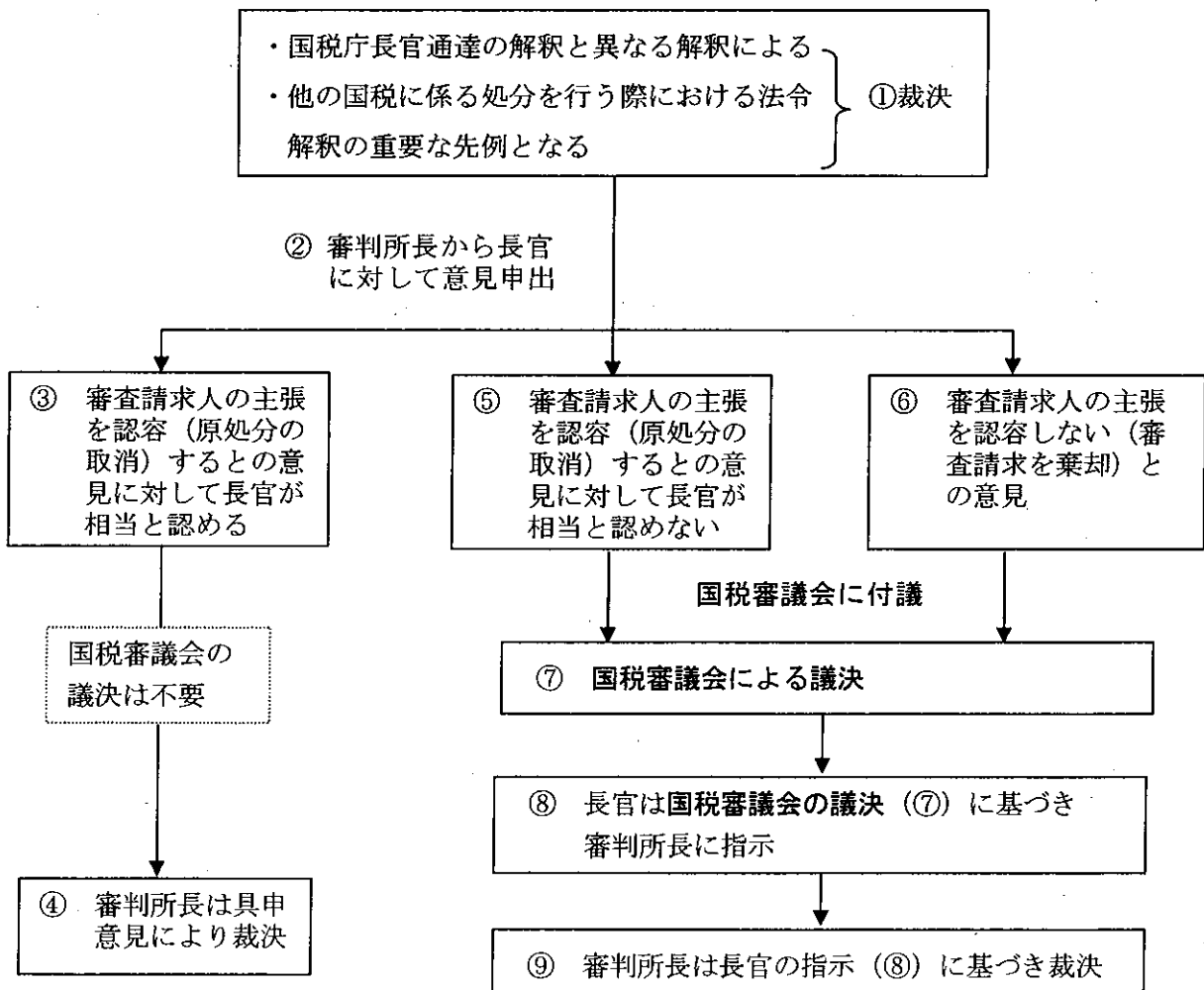
## 1 組織

国税審議会委員のうち、財務大臣が指名した委員 10 人以内で組織

## 2 所掌事務

国税不服審判所長が国税庁長官通達と異なる法令解釈により裁決を行う等の場合において、国税庁長官から意見を求められた事項の審議（国税通則法 99 条 2 項）

（国税審議会に付議される場合）



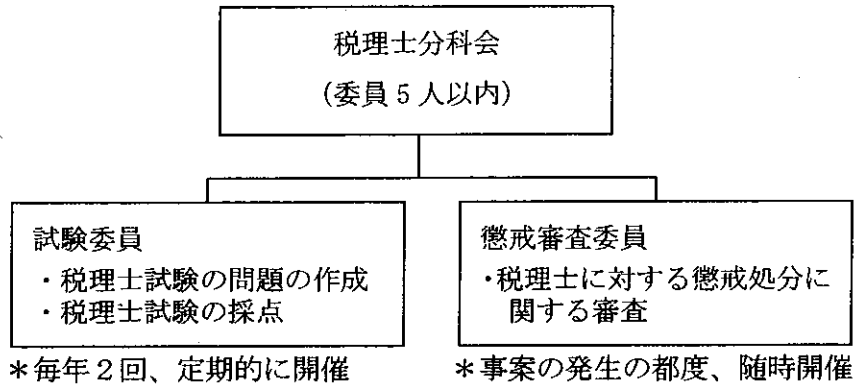
国税審査分科会の開催状況

開催年月日等	議 題
第1回 平成13年11月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 不服申立ての状況</li> <li>○ 最近における審査請求事件の動向等について</li> <li>○ その他                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国税庁の実績の評価について</li> <li>・ 情報公開への対応について</li> <li>・ 事前照会に対する文書回答について</li> </ul> </li> </ul>
第2回 平成14年10月15日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 税務行政のトピックス                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国際化への対応</li> <li>・ 事前照会に対する文書回答の事例</li> <li>・ 連結納税制度の概要</li> </ul> </li> <li>○ 不服申立ての状況</li> <li>○ 審判所の概要及び裁決事例</li> </ul>
第3回 平成15年10月17日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 分科会長の互選</li> <li>○ 不服申立ての状況</li> <li>○ 裁決事例の紹介</li> <li>○ 税務行政のトピックス                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 税務分野における国際協力</li> <li>・ 先端分野への対応</li> <li>・ 平成15年度 消費税改正の概要</li> <li>・ 国税不服審判所事務運営の見直し</li> </ul> </li> </ul>
第4回 平成17年4月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 分科会長互選</li> <li>○ 裁決事例の紹介                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事例1 国際取引事案</li> <li>・ 事例2 居住用財産の買換えの場合の課税の特例事案</li> </ul> </li> <li>○ 税務行政の動向                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最近の国税不服審判所の運営</li> <li>・ 文書回答手続の概要</li> <li>・ 租税回避スキームへの対応</li> </ul> </li> </ul>

# 税理士分科会の概要

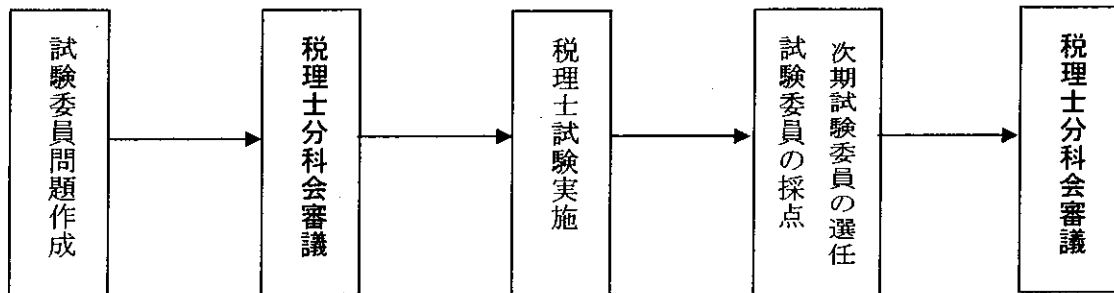
## 1 組織

国税審議会委員のうち、財務大臣が指名した委員5人以内で組織  
(試験委員及び懲戒審査委員は、税理士分科会に属す。)



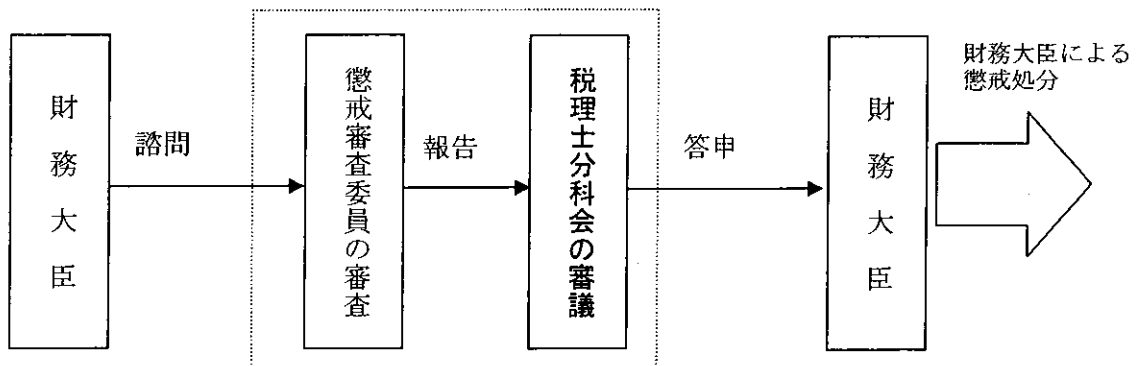
## 2 所掌事務

### (1) 税理士試験の執行 (税理士法 12 条)



### (2) 税理士の懲戒処分の審議 (税理士法 47 条)

税理士の懲戒処分 (戒告、1年以内の税理士業務の停止、税理士業務の禁止) について、財務大臣の諮問に基づき審議



税理士分科会の開催状況

開催年月日等	議 題
第1回 平成13年6月1日	○ 平成13年度(第51回)税理士試験の試験問題の審議 ○ 税理士法改正関係
第2回 平成13年9月17日	○ 税理士懲戒処分事案の審議
第3回 平成13年12月4日	○ 平成13年度(第51回)税理士試験の結果等について ○ 平成12年度指定研修の実施結果について ○ 平成14年度(第52回)税理士試験について ○ 税理士試験制度の見直し等
第4回 平成14年6月5日	○ 平成14年度(第52回)税理士試験の試験問題の審議 ○ 平成14年度(第52回)税理士試験の実施等
第5回 平成14年12月13日	○ 平成14年度(第52回)税理士試験の結果等について ○ 平成13年度指定研修の実施結果について ○ 平成15年度(第53回)税理士試験について ○ 学校教育法等の改正に伴う税理士法の一部改正について ○ 税理士懲戒処分事案の審議
第6回 平成15年6月4日	○ 分科会長の互選 ○ 平成15年度(第53回)税理士試験の試験問題の審議 ○ 税理士法第7条第2項又は第3項に規定する認定
第7回 平成15年6月27日	○ 税理士懲戒処分事案の審議
第8回 平成15年12月9日	○ 税理士懲戒処分事案の審議
第9回 平成15年12月12日	○ 平成15年度(第53回)税理士試験の結果等 ○ 平成14年度指定研修の実施結果 ○ 平成16年度(第54回)税理士試験 ○ 税理士試験の免除申請
第10回 平成16年4月2日	○ 税理士試験免除申請不許可決定に対する異議申立てに係る審理等について ○ 懲戒審査委員の推薦について
第11回 平成16年4月28日	○ 税理士試験免除申請不許可決定に対する異議申立てについて
第12回 平成16年6月1日	○ 平成16年度(第54回)税理士試験の試験問題の審議
第13回 平成16年6月11日	○ 税理士懲戒処分事案の審議について
第14回 平成16年9月17日	○ 税理士法第7条第2項又は第3項に規定する認定(研究認定) ○ 税理士法第7条第2項又は第3項に規定する認定に関する手続について ○ 税理士懲戒処分事案の審議について
第15回 平成16年12月8日	○ 平成16年度(第54回)税理士試験の結果等について ○ 平成15年度指定研修の実施結果について ○ 平成17年度(第55回)税理士試験について
第16回 平成16年12月22日	○ 税理士懲戒処分事案の審議について
第17回 平成17年6月3日	○ 分科会長の互選 ○ 平成17年度(第55回)税理士試験の試験問題の審議等 ○ 受験資格の認定の申請 ○ 試験免除の申請
第18回 平成17年6月16日	○ 税理士懲戒処分事案の審議について

開催年月日等	議 題
第 19 回 平成 17 年 11 月 7 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 税理士懲戒処分事案の審議について</li> <li>○ 懲戒審査委員の推薦について</li> </ul>
第 20 回 平成 17 年 12 月 5 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成 17 年度（第 55 回）税理士試験の結果等について</li> <li>○ 平成 16 年度指定研修の実施結果について</li> <li>○ 平成 18 年度（第 56 回）税理士試験について</li> </ul>
第 21 回 平成 18 年 3 月 3 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 税理士懲戒処分事案の審議について</li> </ul>
第 22 回 平成 18 年 6 月 2 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成 18 年度（第 56 回）税理士試験の試験問題の審議等</li> <li>○ 受験資格の認定の申請</li> <li>○ 試験免除の申請</li> </ul>
第 23 回 平成 18 年 6 月 21 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 税理士懲戒処分事案の審議について</li> </ul>
第 24 回 平成 18 年 12 月 5 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成 18 年度（第 56 回）税理士試験の結果等について</li> <li>○ 平成 17 年度指定研修の実施結果について</li> <li>○ 平成 19 年度（第 57 回）税理士試験について</li> </ul>



## 酒 類 分 科 会 の 概 要

### 1 組織

国税審議会委員のうち、財務大臣が指名した委員 10 人以内で組織

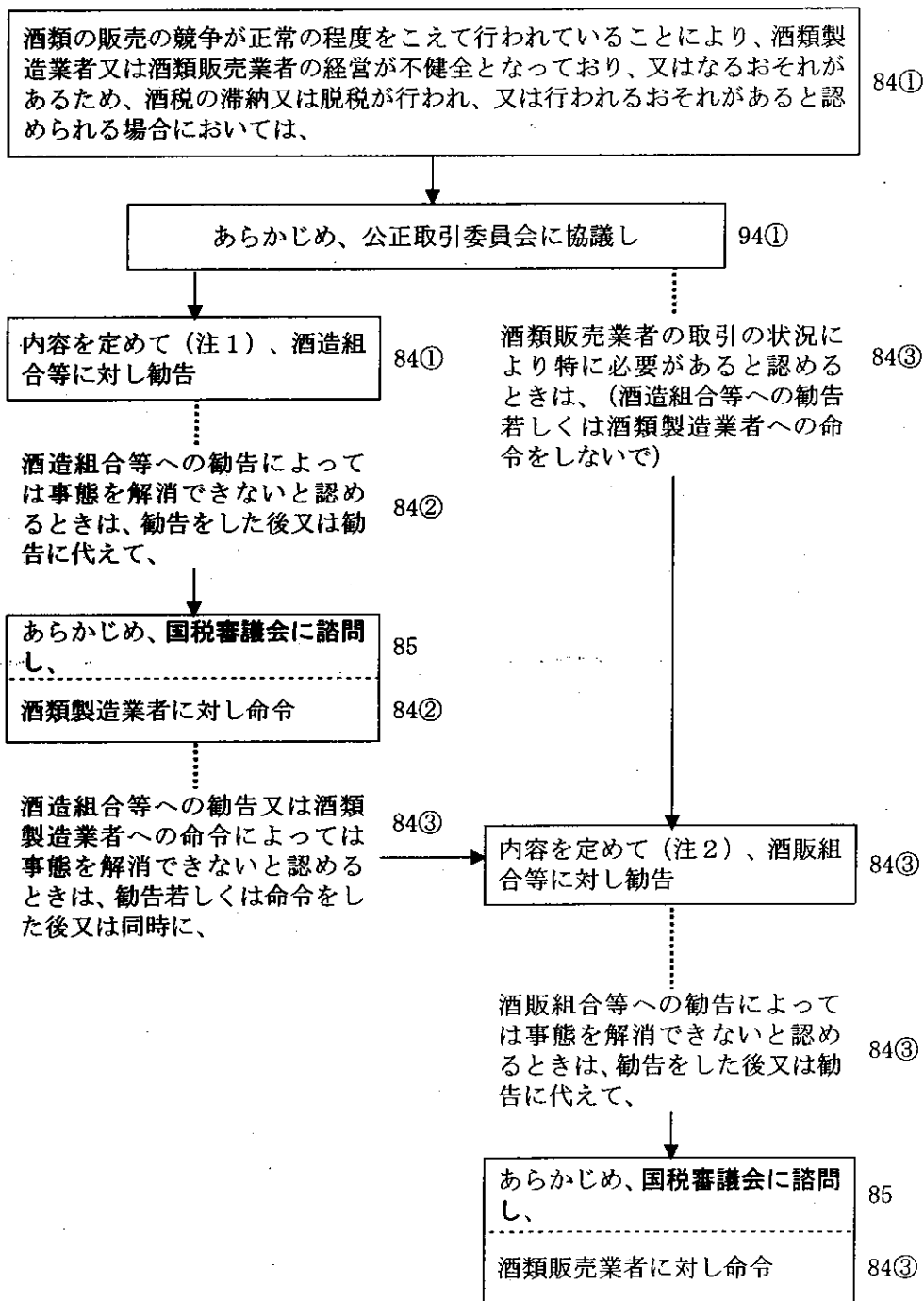
### 2 所掌事務

- (1) 酒税の保全のため、酒類製造業者等に対し命令を発する場合、酒類の製法・品質等の表示の基準を定める場合又は重要基準を定める場合における、その命令、表示の基準又は重要基準の審議（酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第 85 条、第 86 条の 8）
- (2) 酒類製造業者等における酒類の製造又は輸送に係るエネルギーの使用の合理化の状況が著しく不十分である場合における指示又は勧告後の命令にあたり意見を述べること、酒類製造業者等が酒類容器の分別回収に関する表示事項を表示しない等の場合並びに容器包装多量利用事業者の容器包装廃棄物の排出抑制の促進の状況が著しく不十分である場合における勧告及び公表後の命令にあたり意見を述べること（エネルギーの使用の合理化に関する法律第 16 条第 5 項及び第 64 条第 3 項、資源の有効な利用の促進に関する法律第 25 条第 3 項、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第 7 条の 7 第 3 項）

（注：容器包装に係る部分は平成 19 年 4 月 1 日施行）

① 酒税保全のための命令《酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第 85 条》

財務大臣は、

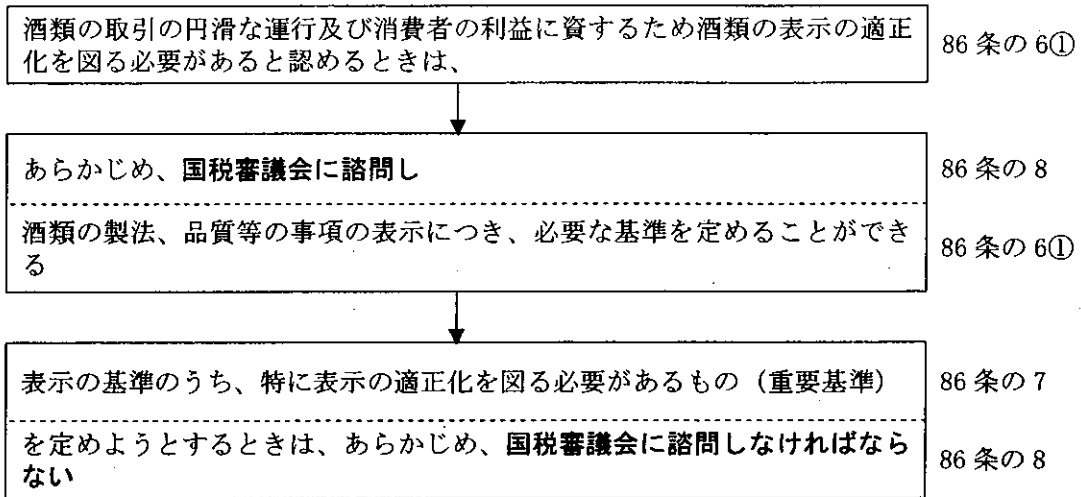


(注1) おもに、酒類の製造数量、販売数量及び販売価格等に関する事項

(注2) おもに、酒類の購入数量、販売価格等に関する事項

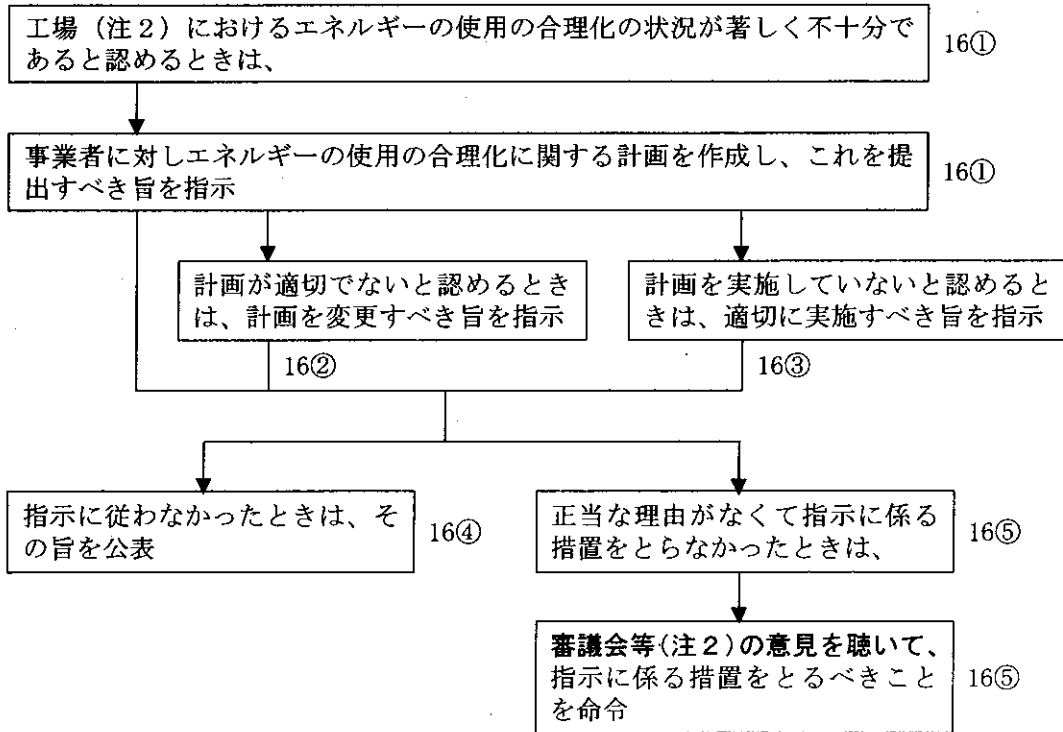
② 酒類の表示基準等の制定《酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第 86 条の 8》

財務大臣は、



③ 工場におけるエネルギーの使用の合理化に係る命令《エネルギーの使用の合理化に関する法律第 16 条第 5 項》

主務大臣（注 1）は、



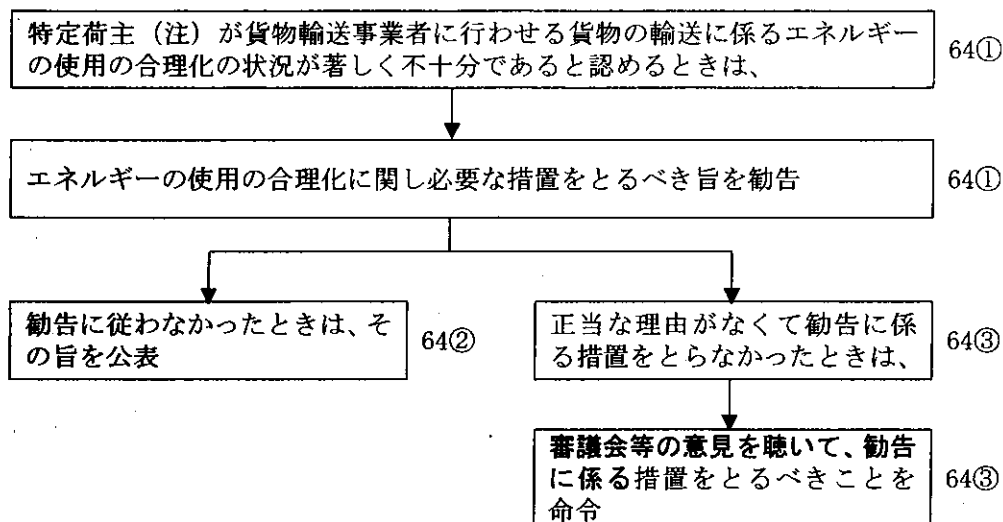
（注 1）酒類業に係る主務大臣は、財務大臣（以下において同様）

（注 2）年間エネルギー使用量 3,000 キロリットル以上の工場

（注 3）酒類業に係る審議会は、国税審議会（以下において同様）

④ 輸送におけるエネルギーの使用の合理化に係る命令《エネルギーの使用の合理化に関する法律第64条第3項》

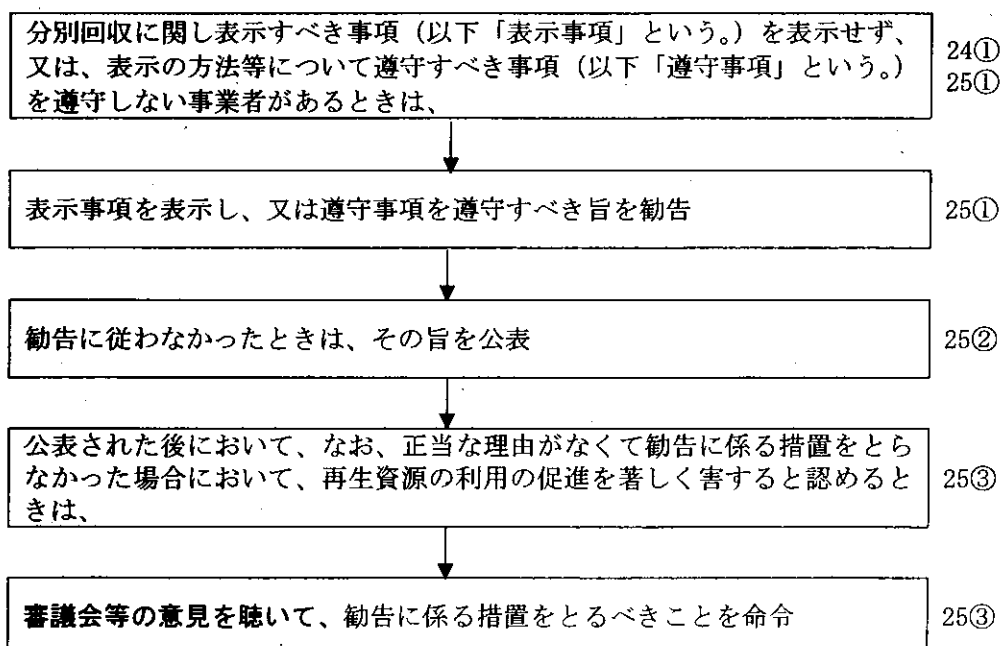
主務大臣は、



(注) 年間輸送量 3,000 万トンキロ以上の荷主

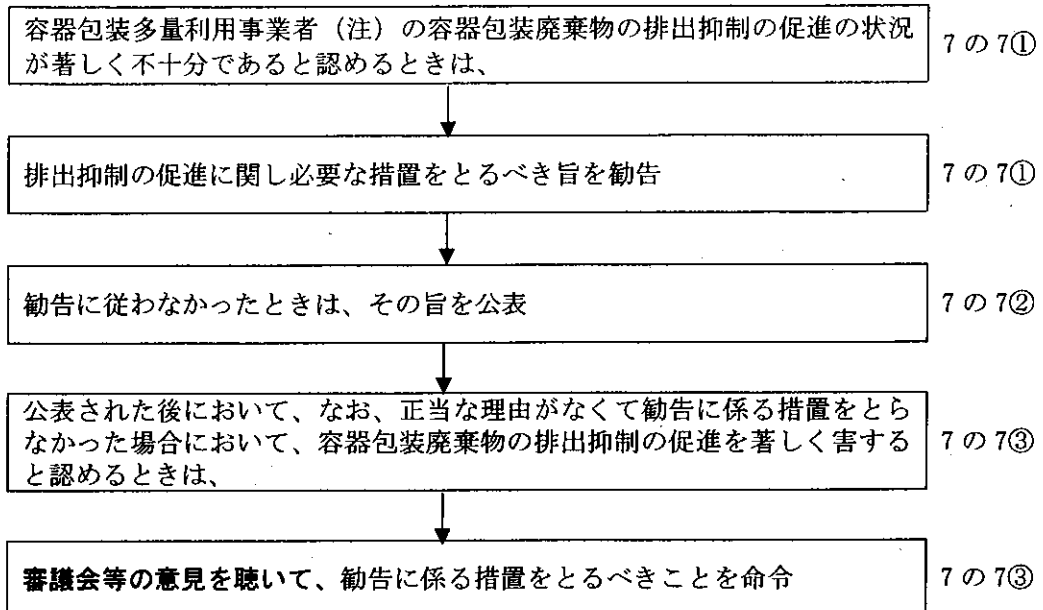
⑤ 容器等の分別回収に関する表示等に係る命令《資源の有効な利用の促進に関する法律第25条第3項》

主務大臣は、



⑥ 容器包装廃棄物の排出抑制の促進に係る命令《容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第7条の7第3項》（注：平成19年4月1日施行）

主務大臣は、



（注） 事業に用いる容器包装の量が年間50トン以上の小売業者

酒類分科会の開催状況

開催年月日等	議 題
第1回 平成13年12月14日	○ 酒類における有機等の表示基準の一部改正（素案）について
第2回 平成14年11月27日	○ 酒類における有機等の表示基準の一部改正について ○ 清酒の製法品質表示基準を定める件の一部改正について
第3回 平成15年5月19日	○ 分科会長の互選 ○ 清酒の製法品質表示基準を定める件の一部改正について ○ 未成年者の飲酒防止に関する表示基準を定める件の一部改正について
第4回 平成15年9月29日	○ 酒類における有機等の表示基準を定める件の一部改正について ○ 酒類の表示の基準における重要基準を定める件について
第5回 平成17年6月23日	○ 分科会長の互選 ○ 未成年者の飲酒防止に関する表示基準を定める件の一部改正について ○ 地理的表示に関する表示基準を定める件の一部改正について